

平成24年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会



平成24年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次  
第1日（2月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時10分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	5
日程第4 議案第2号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	16
日程第5 議案第3号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	18
日程第6 議案第4号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	20
日程第7 議案第5号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	22
議了宣告	26
広域連合長の閉会挨拶	26
閉会宣告(午後2時34分)	27
会議録署名	28

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第14号

平成24年2月6日（月曜日）国保会館6階大会議室I

出席議員

1番	佐々木	壽	吉
2番	星	谷	鉄
3番	永	田	雅
4番	森	本	真
5番	茶	林	
6番	神	田	隆
7番	脇	本	茂
8番	高	下	正
9番	檀	上	正
10番	徳	山	威
11番	宮	地	徹
12番	丸	山	茂
15番	西	川	健
16番	坂	本	一
17番	三分一		博
18番	青	原	敏
19番	山	本	一
20番	中	村	
21番	前	田	勝
22番	馬	上	勝
23番	折	出	直
24番	中	本	正
25番	伊	藤	久
26番	辰	田	真
27番	豊	田	

欠席議員

13番	木	村	春
14番	竹	内	光
28番	小	林	

説明員

広域連合長	伊	藤	吉	和
広域連合事務局長	山	本	宏	治
広域連合事務局次長兼総務課長	橋	本	信	之
業務課長	楠	木		満
総務課企画財政係長	平	山	勝	秀
業務課賦課収納係長	田	中	宏	幸

議事補助員

議会事務局長	藤 瀬 泰 城
議会事務局次長	貝 野 輝 充
書記	吹 抜 友 磯

---

議事日程（第1号）

（平成24年2月6日 午後1時10分開議）

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 議席の指定について                                      |
| 日程第2 | 会期の決定について                                      |
| 日程第3 | 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について     |
| 日程第4 | 議案第2号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）        |
| 日程第5 | 議案第3号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第4号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算               |
| 日程第7 | 議案第5号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算        |

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ○議長（佐々木壽吉）

ただいまの出席議員 25 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 24 年第 1 回広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

## ◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。

平成 24 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、何度も申し上げていることではございますが、御承知のとおり、国においては、後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度を創設するための検討が進められております。

本年 1 月 6 日に政府・与党社会保障改革本部で決定をされました「社会保障・税一体改革素案」では、関係者の理解を得た上で平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するという旨が明記をされておりますが、与野党の協議であるとか関係者との調整が、難航が予想されておりました、先行きは大変不透明な状況でございます。この明記されたとおりに法案が出るかどうか、かなり先行きは見通せない状況でございます。

いずれにしても、私どもといたしましては、新制度を巡る国の動向などをしっかり把握しつつ、なかなか実に動向といってもわからないところが多いのでございますが、現行制度の着実な運営に努めていく所存でございます。

そのような中、今回は、平成 24 年度からの保険料率の改定の議案を提出させていただきます。

これについては、国の動向にかかわらず、現実的かつ財政的な視点から、保険料をできるだけ低減しながら、今後の制度運営も成立させようという両方の視点から慎重に検討を進めたその結果でございまして、それを御提案させていただいております。

また、併せてこの保険料率の改定のための条例の一部改正、また、その他平成 23 年度補正予算、そして平成 24 年度当初予算といった重要案件も提出をさせていただきます。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、開会の挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長，山本広域連合事務局長，橋本事務局次長兼総務課長，楠木業務課長，総務課企画財政係平山係長，業務課賦課収納係田中係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

次に、議場配布いたしました「例月出納検査」及び「平成 23 年度定期監査」結果について、監査委員から議長あての報告の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程（第 1 号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第 1 「議席の指定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第 1 「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第 4 条第 1 項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の会議録署名議員として 17 番三分一議員，27 番豊田議員を指名いたします。

---

## △ 日程第 2 「会期の決定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

---

### △ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、議案の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいても結構です。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

事務局長の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

この改正は、まず国において現行の外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用に加える法改正が平成24年7月9日から施行されますが、これに伴いまして、この条例の被保険者としないう方を定義する条文で引用しておりま

す国民健康保険法施行規則の一部改正がございましたので、関係の第1条の2第1号を改正するものでございます。

次は、平成24年度と平成25年度の保険料率を定めるものでございます。

第8条及び第9条、附則第6条第7号及び第8号に規定されております所得割率と均等割額の変更、それから、第10条及び附則第6条第9号に規定されております賦課限度額の引き上げ、さらに、所得の少ない被保険者の均等割額の減額を継続するために附則第15条及び第17条を改正するものでございます。

提案理由は、平成24年度及び平成25年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、中低所得者の保険料負担の軽減を図るため、保険料の賦課限度額を引き上げ、併せて所得の少ない被保険者に対する保険料負担の軽減を継続するため、必要な改正を行い、また、国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

改正内容の詳細を別冊1により説明いたします。

「平成24年第1回広域連合議会定例会議案資料」の1ページを御覧ください。

「2 内容」の(1)の保険料率でございます。

均一保険料率、これは神石高原町を除く全ての市町が対象になりますが、この所得割率を0.0753から0.0835、8.35%に、均等割額を年額41,791円から43,735円に改めるものです。

神石高原町につきましては、制度の当初から不均一保険料が適用されておりますが、所得割率を0.0703から0.0807、8.07%に、均等割額を年額38,971円から42,262円に改めるものでございます。

次に、(2)の保険料の賦課限度額の変更でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第6号及び附則第13条第7号が改正され、賦課限度額が50万円から55万円に引き上げられたことに伴い、改めるものでございます。

続いて、(3)平成24年度の所得の少ない被保険者の均等割額の減額でございます。

制度当初の平成20年度から当面の措置として毎年度均等割額の7割軽減を8.5割に引き上げておりますが、平成23年度第4次補正予算の閣議決定を受けて国からの交付予定額の内示がありましたので、引き続き実施するものでございます。

なお、軽減につきましては、この他に均等割の9割、5割、2割、所得割の5割の本来の軽減がございました。

(4)は、外国人登録制度の廃止に伴う改正でございます。

2ページの「3 施行期日」でございますが、平成24年度からの保険料につきましては平成24年4月1日から、外国人登録制度の関係は平成24年7月9日からでございます。

それでは、新しい保険料率の設定について、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

3ページの「平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料率の設定につ

いて」を御覧ください。

「1 保険料率の算出方法」でございます。

保険料率の算出に当たりましては、まず、2年間で必要となる費用の額を図の上段の医療給付費などの項目ごとに見込みを行い、その下にあります国庫・県・市町負担金や現役世代からの負担金であります後期高齢者交付金などの収入の額を差し引き、右端の保険料収納必要額を算出いたします。

この保険料収納必要額の確保には、未納が生じることも考慮しなければなりませんので、平成22年度の収納率の実績99.35%を予定の収納率として割り戻し、保険料賦課総額を算出しております。

この保険料賦課総額に基づく保険料は均等割と所得割とで賦課しますが、それぞれの総額の比率につきましては1対所得係数とするよう定められております。

この所得係数は、1人当たり所得の全国平均を1としたときの各都道府県の値ですが、広島県の場合は1.0086と極めて1に近い数字であることから、1対1となり、均等割総額と所得割総額の比率は50%ずつとなります。

次に、「2 保険料率算出の基礎数値」でございます。

まず、「(1) 被保険者数」につきましては、国が示す将来人口推計の伸び率を用いて表のとおり平成23年度のこれまでの実績をもとにした見込数に対して平成24年度が3.5%、さらに、平成24年度に対して平成25年度が3.3%の伸びで、2年間で73万9,465人と算出いたしました。

次に、「(2) 医療給付費」でございます。

平成23年度のこれまでの実績と過去の年度の月別の推移を参考に平成23年度1人当たり医療給付費を見込み、これをもとに平成24年度と平成25年度の対前年度伸び率、いずれも3.09%として、それぞれ98万9,126円、101万9,690円と算出いたしました。

なお、3.09%とした伸び率は、平成21年度と平成22年度の対前年度伸び率3.30%と2.88%を平均したものでございます。

この1人当たり医療給付費に(1)の被保険者数を乗じた医療給付費の年間総額は、平成24年度が3,597億円余、平成25年度が3,831億円余で、合計が7,429億円余となるものでございます。

4ページの「(3) 予定保険料収納率」は、先ほど申し上げましたように平成22年度の実績であります99.35%でございます。

「(4) 後期高齢者負担率」でございます。

後期高齢者の負担割合の制度上の想定は約1割とされておりますが、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて国においてその率が見直されるもので、今回の保険料率算定では10.51%とされております。

「(5) 賦課限度額」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正が行われたことに伴い、50万円から55万円に改めるものでございます。

その下の「3 保険料率の算出」「(1) 保険料賦課総額」を御覧ください。

これまで説明いたしました内容で、一番下の欄にありますように保険料賦課総額を算出しております。

中ほどの平成 22, 23 年度の現行保険料率算定時が 588 億円余, 今回が 686 億円余で, 約 98 億円, 率にして 16.58%の増となっております。

次に, 「(2) 保険料率」でございます。

保険料賦課総額をもとに保険料率を算出した結果は, 表の右の欄のとおり均等割額が年額 46,425 円, 所得割率が 8.96%となり, 現行と比べそれぞれ 4,634 円, 1.43 ポイントの増となっております。

なお, 一番下の欄にありますように, 所得に応じて設定される保険料の軽減を考慮した後の 1 人当たりの保険料額は, 71,366 円となり, 約 14%の増となっております。

以上が保険料率の算出結果でございますが, 被保険者の増加, 1 人当たりの医療費の伸び, 後期高齢者負担率の上昇などにより全国的に保険料率の上昇が見込まれておりますが, 当広域連合においてもこうした事態は避けられない状況にあります。

しかしながら, 被保険者の負担増については, 連合長の諮問機関であります広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会での議論の中で「高齢者の負担増に配慮し, 保険料の増加を抑制すべきである」との御意見もいただきましたし, 国からも剰余金の活用, 財政安定化基金の活用, 県及び市町からの財源繰入の 3 つの項目を検討するよう抑制策が示されております。

その検討内容が, 次のページの「4 保険料の増加抑制」でございます。

なお, 前回の保険料率の改定では, 剰余金約 11 億円, 財政安定化基金約 25 億円, 合わせて約 36 億円を活用することとして保険料の増加を抑制しております。

それでは, 国から示された 3 項目の検討の結果でございます。

まず, 「(1) 剰余金の活用」ですが, 本年度のこれまでの実績を見ますと平成 23 年度決算では 5 億 8,000 万円余の剰余金が見込まれますので, あくまでもこれは見込みでございますけれども, これを収入額に繰り入れることにより増加抑制を図るものでございます。

次に, 「(2) 財政安定化基金の活用」でございます。

この基金の説明を表の下に書いておりますが, 国, 県, 広域連合が医療給付費の一定割合を拠出しているもので, 県に設置され, 今年度末の残高の見込みは 34 億円余でございます。

この基金につきまして, 最低限各年度の賦課総額の 3%の残高を確保した上で, 増加抑制策として充当できると国から示されております。

しかしながら, 後期高齢者医療制度の先行きが不透明な現状では, 平成 26 年度以降の制度の存続とこれに伴う料率の改定の財源確保も視野に入れる必要がございますので, 平成 25 年度末で約 21 億 1,000 万円, 賦課総額の 6%に相当しますけれども, この基金残高の確保を見込んだ上で約 33 億 7,000 万円を活用することとしております。

なお, 3 つ目の検討項目になります財源繰入につきましては, 県及び市町の厳しい財政状況を考えますと, 実施は困難であると考えております。

表の「収入の額(合計)…②」の欄にうち数として記載しております剰余金と基金の活用額, それぞれ 5 億 8,000 万円及び 33 億 7,000 万円余を繰り入れることによ

り、一番下の欄のとおり保険料賦課総額は活用前の 686 億円余から 646 億円余となりました。

次に、「(3) 剰余金・財政安定化基金活用後の保険料率」でございますが、表の一番右の欄のとおり均等割額は 43,735 円、所得割率は 8.35%となり、一番下の欄の軽減後の 1 人当たりの保険料額は 67,241 円で、その左の剰余金・基金活用前と比べると伸び率で 14.07%から 7.48%に低減されました。

続いて、6 ページ「5 不均一保険料率の設定」を御覧ください。

まず、「(1) 医療の確保が著しく困難である地域の特例」でございます。

医療の確保が著しく困難である地域というのは、いわゆる無医地区等で、対象地区の受診率が一つの指標になりますが、直近の平成 21 年度の受診率で対象地区と県全体を比較しますと、約 88%で大きなかい離があるとはいえないと考えております。

また、各市町においてデマンドタクシーや地域巡回バスなどによる受診機会の確保の取組が行われていることや、これまで特例の設定はしていないことから、今回も設定しないこととしております。

次に、「(2) 医療費の地域格差の特例」についてですが、これは後期高齢者医療制度が始まる前の 3 年間のそれぞれの市町の医療給付費の実績が県の平均と比較して 20%以上低かった場合に保険料率を低く設定しているもので、神石高原町が対象となっております。

この特例は、平成 20 年度から平成 25 年度までの 6 年間の経過措置で、2 年ごとに特例割合を引き下げることとされております。

平成 24、25 年度の保険料率の特例割合は、表の欄外下にありますように 3.37%になります。

均一保険料率から 3.37%を減じた不均一保険料率は、表の右の欄のとおり剰余金・基金活用後で均等割額 42,262 円、所得割率 8.07%となり、現行と比べそれぞれ 3,291 円、1.04 ポイントの増となっております。

それではまとめになりますが、「6 平成 24 年度及び平成 25 年度の保険料率案」を御覧ください。

まず、「(1) 保険料率の設定」でございますが、剰余金と財政安定化基金、合わせて 39 億 5,000 万円余を活用した結果の均一保険料率は、均等割額年額 43,735 円、所得割率 8.35%とさせていただきたいと考えております。

不均一保険料率につきましては、均等割額年額 42,262 円、所得割率 8.07%とさせていただきたいと考えております。

次に、「(2) 賦課限度額の引き上げ」でございますが、平成 24 年度から 50 万円を 55 万円に改めることとしたいと考えております。

続いて、「7 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会への諮問について」でございます。

運営審議会では、この諮問案件について平成 23 年 11 月 8 日と平成 24 年 1 月 12 日の 2 回にわたり御審議をいただき、8 ページの答申書の写しのとおり「事務局案を承認する」との答申をいただいております。

最後に、7ページでございます。

参考として、まず、新しい保険料率による保険料額の算出の例を「参考1」でお示ししております。

算出条件の欄にありますとおり、いずれも公的年金収入のみの単身世帯を想定しております。軽減割合の状況を併せて掲載しております。

一番上の年金収入80万円の場合、保険料は均等割のみでその9割が軽減されますので、4,373円となります。

以下、軽減割合ごとに、収入額が153万円、203万円、211万円、300万円の場合を例示しております。

次に、「参考2」の「賦課限度額引き上げによる影響」でございますが、左から4列目、所得割率の欄のとおり、限度額が50万円に据え置かれた場合には所得割率は8.50%となり、55万円とする改定案より0.15%高く設定する必要があるということでございます。

賦課限度額50万円と55万円の場合のそれぞれの該当者数、被保険者全体に占める割合、賦課限度額に達する所得額の見込みは、表のとおりでございます。

なお、保険料率改定の内容につきましては、各市町と共にパンフレットの配布や広報誌、新聞折り込み、あるいはホームページなどにより被保険者への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（佐々木壽吉）

これより質疑に入ります。

16番坂本議員より発言の通告がございました。

16番坂本議員。

#### ◆16番（坂本一彦議員）

すみません、坂本です。

先ほどからお話もよく伺っておりますが、再度質問をしてみたいと思うんですけども、先ほど事務局の方からもいろいろとお話があったわけでございますけれども、今回の条例改正では、保険料率の改定について平均14.07%の引き上げが必要なところを、被保険者の急激な負担の増加を抑制するとして23年度の剰余金と財政安定化基金33億7,000万円を取り崩し、平均7.48%に抑える改正となっております。

今回の料率改定で、2年後の基金残高は約21億1,000万円と先ほどもお話をされておりますが、急激な医療費の増加等に対応するためには、いくらかの基金を確保していく必要があると考えております。そのために、次回の保険料率の改定時には、財政運営上、残り全額を取り崩すことはできないと考えております。基金積立額は、最低でどの程度確保しておいたらいいかどうかと思っております。

また、今回は基金取崩しで保険料率の引き上げを抑制しましたがけれども、2年後

の改定時には通常の医療費負担分と今回の保険料の抑制分も踏まえた料率改定が必要になり、10%以上の保険料率の引き上げもあり得ると思っておりますけれども、こういったところはどのようになるのか。

また、先ほど連合長さんもお話ございましたけれども、政府・与党ではこの後期高齢者医療廃止ということも話も出ておりますし、自民党は続けるというようなことありましてですね、26年度以降には国保の都道府県単位化を行うというような話も聞いておるわけでございますけれども、今の情勢ではこれもどうなるのかわからない。そのために、やはり2年後も後期高齢者医療制度が存続するものと考えて財政運営を行う必要があると思っておりますけれども、そういったところを少しお話を聞かせていただけたらと思っておりますので、お願いいたします。

◎広域連合事務局長（山本宏治）  
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま御質問いただきました財政安定化基金につきましては、賦課総額の3%相当、当広域連合では約10億円と見込まれますけれども、この額を平成25年度末の基金残高として確保した上で、保険料増加抑制策として活用の検討をなさうということで国から示されております。

しかしながら、国において後期高齢者医療制度は廃止するということにされておりますけれども、先ほど来出ておりますように、その先行きは非常に不透明であるということから、御指摘のとおり、2年後の次回保険料率改定も視野に入れた制度運営が必要であると考えております。

こうしたことから、給付費の急増、それから保険料未納といったリスクに対応するための基金本来の目的とともに、今回と次回の改定における保険料負担の軽減策として一定の基金の活用ができるよう検討してまいりました。

その結果、平成25年度末の基金残高として賦課総額の6%相当の約21億円を確保した上で、今回、33億7,000万円を活用することといたしました。

次回保険料率改定の際の基金活用見込額につきましては、この平成25年度末の基金残高約21億円に加えて、平成26、27年度の積立て約23億円が見込まれますので、今回、国から示された目安の賦課総額の3%相当を確保した場合の活用可能額は、今回と同程度の約32億円となる見込みでございます。

次回保険料率改定時の保険料増加抑制においても、財政安定化基金などでの対応が必要と考えておりますが、現在、国において制度のあり方や財源について検討されているところであり、その動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木壽吉）

再質疑があればお願いします。

16番。

◆16番（坂本一彦議員）

ありがとうございました。

いずれにしても大変という気がいたしますので、これからもより良い財政運営の方をよろしく願いをして終わりたいと思います。

○議長（佐々木壽吉）

他にありませんか。

はい。27番豊田議員。

◆27番（豊田勲議員）

はい。議案第1号であります。資料の7ページによりますとですね、資料説明書によりますと、中低所得者の保険料負担の軽減を図るために改定がされるということになっておりますが、資料7ページの表がありますが、上の方ですね、ここでいう中所得者というのがどこにはまるんか、あるいは低所得者というのがどこにはまるんか、その県下36万3,731名の加入被保険者のうち中低の所得者の割合はどのような位置を占めるんか、また、人数あるいは保険料の収入割合はどういうところに占めるんか、御説明いただきたい。

また、2番目には、保険料の賦課限度額を今回50万円から55万円に引き上げるという案であります。該当者数は、現在の4,230人から今度は4,430人、約200人増えるということですが、この200人の方が50万から55万の限度額になっていくのでしょうか、それではいくら保険料収入が増えるんか、その増収額で、50万から55万になった増収額で、低、中の所得者の負担割合を軽減するというのが本当に可能なのかどうかですね、まず御説明ください。

○議長（佐々木壽吉）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

まず、中所得者、低所得者ということでございますけれども、7ページの表で言

いますと、モデルでございますけれども、300万円以上の場合、一番下でございますが、ここにつきましては、軽減がないということでございますので、こちら以外の、軽減対象の方が、所得の低い方だというふうに考えております。

それから、詳細がちょっとないんですが、軽減対象になっている方が、約半数の方がいらっしゃると思います。全体の数字なんですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それから、限度額の関係ですが、先ほど数字をお話していただきましたように、4,200人、これが23年度の数字でございます。24年度につきましては、まだ所得の数字がございませんので、実際は23年度の数値を率、額に当てはめたときの人数ということになります。率と均等割等が上がっておりますので、若干人数が23年度よりは増えているということでございます。この増えた額によりまして、先ほど申し上げましたように、全体では8.5%になるところを8.35%に引き下げができていたということでございまして、これで全体の保険料を賄うことができるというふうに計算しております。

◆27番（豊田勲議員）

いいですか。

○議長（佐々木壽吉）

はい。27番。

◆27番（豊田勲議員）

中低所得者の振り分けというのは、まとめて50%だというように今言われたようなんですが、そうですね。中と低は別に区切りがないわけ。なら低所得者だけでよいはずですがね。

それから、50万円を55万円に上げるという点でね、まだ計算してなくても、大体の計算は資料でも見るし、23年度にもありますし、後から出てくる24年度予算にもそれは計算されとるわけですから、今その予算書のこととは言ってないんですが、大体の額はわかるはずですよ。

引き上げ率で聞いたんじゃないのに、どのくらいの増額になるのかと聞いたんです。50万円を55万円にすることで、どれくらいの増額が現状より増えるかということを知りたいんです。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ちょっと詳細な数字についてですね、御通告をいただいておりますので、答弁が不正確になっております。

中低所得者ということについては、年金生活者の方は、社会的に見て全体的に決して高額所得者ということではございません。その中で、さらにその所得の、年金の少ない方をそのように呼びならわしているわけですが、特段ですね、特にその定義がはっきりしているというものではないんです。しかしながら、いろいろな軽減措置が講じられる対象者は、先ほど申し上げたように約半数に及ぶということで、軽減対象者を一応中低所得者というふうに呼びならわしているものでございます。特にこの中で、いわゆる所得割だけではなくて均等割も軽減をさせていただいている方は、言ってみれば低所得者といえないこともないのではないかとこのように考えているところでございます。数字については、また後刻お知らせをいたすことにさせていただきたいと思っております。

それから、引き上げによる影響については、結果だけを書いてあるのでこの計算内容をということですが、要するに50万円を55万円に引き上げることによって対象になる人数というのはさほど変わらない、結局50万円時代と2年たつて55万円にアップしても大体全体の1.2%くらいの方が対象になるわけですが、しかし、旧50万円の時と新55万円の時の、天井に当たる人の人数は変わらないんですが、要するにその間に挟まっている人たちというのが50万円から55万円に上がるとありますので、天井に当たる人はあんまり変わってないんですけども、結局御指摘の、旧50万円から55万円の間に新たにカウントされる人数というのは、ちょっと正確には計算できておりません。全体の中で、55万円を頭切りの数字にして全体で計算した中で保険料を算出しておりますので、御指摘の数字というのは今正確にはわからないのですが、しかしながら、結果的に所得割率に割り戻すと0.15%くらい、全体に55万円にすることによる効果がある。そこから逆に割り戻せば計算ができると思っておりますので、これについてもまた後ほど御報告させていただきますが、結果的には50万円を55万円に上げることによって全被保険者の所得割率をコンマ15ポイント低減させる効果は確実にあるという結果になってございます。

この場はこれで御了承いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

はい。27番。

◆27番（豊田勲議員）

ありがとうございます。

人数ははっきり何人まで出とるのですね、金額の方は今はわからんというのがちょっと理解できなかったんです。24年度の予算案までちゃんと出されとるのですね。と思います。

次行きますが、均等割額は、41,791円から43,735円と4.6%上昇するんですね。所得割額は、7.53%から8.35%と10.88%上昇することになっている。しかし、ま

あ次の予算のことを言うのは早いんですが、この中身を見てみますと、歳出の保険給付費、前年から24年度を見てみますと、保険給付費の増額は3.15%にとどまっています。歳出総合計で3.57%であります。しかし、この説明書によりまして、引き上げは7.48%になるというのが理解できないんですね。国の財政がうんぬん、厳しい中、これはまあ言われておりますが、もっともっと大変なのは高齢者の生活そのものではないでしょうか。歳をとり、お医者代がなかなか支払えない、こういう中であります。その方の保険料負担は7.48%上がる、これはどのように整合性があるんかと思うんです。

○議長（佐々木壽吉）

27番、時間的に最後の質問とさせていただきます。

答弁をお願いします。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

保険料率の平均伸び率と全体給付予算の伸び率がリンクしていないではないかという御指摘だと思いますが、特別会計全体の、給付全体の伸びというのは、先ほどから資料の中にございますように3%強の伸びで推移してございます。これは実際の医療費の伸びにリンクしたものでございまして、これは本当に実態を表したものであるふうに考えております。

その中で、高齢者の方に御負担いただく保険料というものは、実際に診療を受けた時の1割負担と、かつ加えてこの保険料、診療を受けようが受けまいが保険を払っていただくわけですが、この保険料率ということになってございまして、それによって構成されている全体の給付費の伸びは3%程度でございます。

しかしながら、その中で、いちいちもう説明はしませんけれども、高齢者の方の負担部分というものは、保険料の負担部分というものは、1割分の負担部分というものの伸びは、このような計算にさせていただいているわけでございます。させていただいているというか、こういうふうな計算に制度的になるわけでございます。

ちなみに、他の国保とか他の保険の伸びというのは、はるかにこれを上回ってございます。各市町が行っております国保の伸び率などは、最近では10%を超えるところも珍しくない。毎年改定しているわけではございませんが、各市町でもかなり伸びている実態がございます。

そういう中で、医療費の伸びを1割部分反映した被保険者の負担の計算というものがこのような結果になることは、決して不合理なものではございませんので、この中の計算方法を、もう一度繰り返しませんけれども、よく御理解いただければ、

こういった伸びになることは、こういった伸びに抑え込んでいることは決して不合理なことではないことが御理解いただけると思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木壽吉）

はい、ありがとうございます。

27番豊田議員、後ほどまた事務局の方から資料を送りますので。

他にございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、発言の通告がありませんので、本件の討論を終結し、採決したいと思ひます。

御異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立多数。よって、本件は可決されました。

---

#### △ 日程第4 「議案第2号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第4「議案第2号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）  
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）  
事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

議案書の3ページをお開きください。

平成23年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,743万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,715万3千円とするものでございます。

この補正の主な内容は、事務費の執行残見込額を減額するものでございます。

4ページを御覧ください。

歳入でございますが、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の34万5千円の追加は、広域連合運営審議会の開催に係る経費の一部が国庫補助対象となったことにより追加をするもので、「4款 財産収入」「1項 財産運用収入」の71万3千円の減額は、利率の変更などにより基金の利子収入を減額するものでございます。

また、「6款 繰入金」「1項 基金繰入金」の4,707万1千円の減額は、事務費の減額に伴い、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

歳出でございますが、「2款 総務費」「1項 総務管理費」の973万9千円の減額は、主に派遣職員給料等負担金の執行残見込額を減額するもので、「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の3,770万円の減額は、後期高齢者医療特別会計の事務費の減額に伴い、事務費の繰出金を減額するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、御議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員であります。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第5 「議案第3号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第5「議案第3号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

「議案第3号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてでございます。

議案書の6ページをお開きください。

平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億3,532万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,546億860万4千円とするものでございます。

この補正の主な内容は、平成24年度保険料軽減特別対策に係る予算の計上や事務費の執行残見込額の減額等でございます。

7ページをお開きください。

歳入でございますが、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の17億5,994万1千円の追加は、主に平成24年度保険料軽減特別対策の財源として交付される予定の後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を計上したもので、「3款 県支出金」「2項 財政安定化基金交付金」の1億994万8千円の減額は、平成22年度、23年度の保険料の上昇抑制の充当財源をこの交付金から給付準備基金繰入金に組み替えることにより減額するものでございます。

「6款 財産収入」「1項 財産運用収入」の8万5千円の追加は、給付準備基金の利子を追加するものでございます。

「8款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」3,770万円の減額は、一般会計からの事務費繰入金を減額するもので、「2項 基金繰入金」の1億2,294万7千円の追加は、平成22年度、23年度の保険料上昇抑制充当財源を財政安定化基金交付金から給付準備基金繰入金に組み替えることによる追加と、特別高額医療費共同事業拠出金及び保険料還付金の増分の財源とするために追加計上するものでございます。

次に、8ページの歳出でございます。

「1款 総務費」「1項 総務管理費」の5,350万円の減額は、システム構築委託料、通信運搬費等の事務費の執行残見込額を減額するもので、「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」「1項 特別高額医療費共同事業拠出金」の969万6千円の追加は、この事業の対象となる全国における1件当たり400万円を超えるレセプトの件数が当初の見込みを上回ったため、拠出金を増額するものでございます。

「6款 基金積立金」「1項 基金積立金」の17億7,467万1千円の追加は、平成24年度の保険料軽減特別対策の財源として交付される予定の国庫補助金及び基金利子を積み立てるもので、「8款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」の445万8千円の追加は、市町における保険料の還付額が増加したことにより追加計上するものでございます。

なお、「2款 保険給付費」につきまして、補正額の計上がないためここには記載をしておりますが、財源内訳の更正を行っております。

次に、9ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

これは、平成24年度の事業のうち、平成23年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務外1件につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第 6 「議案第 4 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 6 「議案第 4 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

「議案第 4 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてでございます。

本広域連合では、国における新制度への移行を巡る議論の動向を注視しつつ、現行制度の適正かつ効率的な運営を行い、高齢者の方々に安定した医療給付を行っていくため、保険料の適正賦課、事務費等の適正化を進めて、次期特定期間、平成 24 年、25 年度の安定した財政運営を着実かつ計画的に推進していくことを基本方針として、平成 24 年度の予算編成を行っているところでございます。

議案書の 10 ページをお開きください。

本予算は、第1条にありますように平成24年度の一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ10億744万円とするものでございます。

また、第2条にありますように一時借入金の限度額を5,000万円としております。

歳入歳出の詳細につきましては、「一般会計予算説明書」により御説明を申し上げます。

恐れ入ります、別冊4「平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」の1ページをお開きください。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございしますが、歳入は「分担金及び負担金」から「諸収入」までの8つの款を、2ページの歳出は「議会費」から「予備費」までの5つの款を設定しており、平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億744万円で、前年度比2,063万5千円、2.1%の増となっております。

それでは、歳入の主なものについて御説明をいたします。

3ページをお開きください。

「1款 分担金及び負担金」は、23市町からの事務費分賦金として、8億3,965万1千円を計上しており、被保険者数の増加や電算システムの更新等に伴う特別会計への事務費繰出金の増等によりまして、前年度比6,787万2千円、8.8%の増としております。

4ページの「2款 国庫支出金」及び5ページの「3款 県支出金」は、保険料不均一賦課負担金として、それぞれ同額の332万1千円を計上しております。不均一賦課の減額割合が6.75%から3.37%に縮小されることにより、それぞれ前年度比307万3千円の減としております。

6ページの「4款 財産収入」は、財政調整基金及び臨時特例基金の利子収入として75万円を計上しております。

8ページをお開きください。

「6款 繰入金」は、市町からの事務費分賦金の調整財源とするために財政調整基金を計画的に取り崩すもので、新たな高齢者医療制度の開始が遅れ、現行制度の存続期間が延びる見通しであることを考慮いたしまして、前年度比4,000万円減の1億6,000万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

「1款 議会費」は、広域連合議会の開催及び運営に関する経費として190万5千円を計上しております。

13ページをお開きください。「2款 総務費」でございします。

13ページから18ページにかけての「1項 総務管理費」は、委員の報酬や職員の人件費、消耗品費等の需用費、事務所や機器等の使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費として総額2億8,950万4千円を計上し、前年度比マイナス268万8千円、0.9%の減としております。

19ページをお開きください。

「2項 選挙費」は、選挙管理委員の報酬と費用弁償など16万6千円を計上し、20ページの「3項 監査委員費」は、出納検査及び決算監査や財務監査のための

監査委員 2 名の報酬等 11 万 3 千円を計上しております。

21 ページをお開きください。

「3 款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金と不均一賦課繰出金で、7 億 1,058 万 9 千円を計上しており、前年度比 2,332 万 6 千円、3.4%の増としております。

22 ページの「4 款 公債費」は、万一金融機関からの一時借入れが生じた場合の利子で、前年度同額の 16 万 3 千円を計上しております。

また、23 ページの「5 款 予備費」につきましても前年度同額の 500 万円を計上しております。

24 ページ以降は給与費明細書となっておりますが、職員数に変動はなく、金額の増減は人事異動等によるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第 7 「議案第 5 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 7 「議案第 5 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

「議案第5号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。

議案書の13ページをお開きください。

本予算は、第1条にありますように平成24年度の後期高齢者医療特別会計予算の予算総額を歳入歳出それぞれ3,644億1,237万円とするものでございます。

第2条につきましては、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものであり、1枚めくっていただきまして16ページの「第2表 債務負担行為」にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成25年4月1日から6月30日まで、限度額を34万1千円としております。

13ページに戻っていただきまして、第3条では一時借入金の限度額を20億円と定め、第4条では特別会計の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、「後期高齢者医療特別会計予算説明書」により御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5「平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」の1ページお開きください。

「歳入歳出予算事項別明細書」でございますが、歳入は「市町支出金」から「諸収入」までの11の款を、歳出は「総務費」から「予備費」までの9つの款を設定しております。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3,644億1,237万円で、前年度比125億6,461万6千円、3.6%の増としております。

それでは、歳入について御説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

3ページの「1款 市町支出金」から9ページの「5款 特別高額医療費共同事業交付金」にかけては、次期の新保険料率及びその算定基礎数値を用い、高齢

者の医療の確保に関する法律等，後期高齢者医療に関する関係規定に沿ってそれぞれ算定したものでございます。

また，7ページでございますが，県財政安定化基金交付金 25 億 362 万 6 千円は，先ほどの条例案件で御説明したとおり，保険料の上昇を抑制するための財源として県の財政安定化基金を平成 24 年度，25 年度の 2 か年で約 33 億 7,000 万円活用することとしており，このうちの平成 24 年度分を計上するものでございます。

10 ページの「6 款 財産収入」は，後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として 44 万 8 千円を計上しております。基金残高の減と利率の下落によりまして 281 万 5 千円の減となっております。

続きまして，12 ページをお開きください。

「8 款 繰入金」「1 項 一般会計繰入金」は，保険料不均一賦課繰入金と特別会計事務費繰入金を合わせまして 7 億 1,058 万 9 千円を計上しております。

なお，事務費繰入金につきましては，電算システムの更新や新たに実施を予定しております後発医薬品利用差額通知業務の経費により，前年度比 2,947 万 2 千円，4.4%の増としております。

13 ページの「2 項 基金繰入金」は，保険料の軽減措置を中心とした特別対策事業の財源とするため，臨時特例基金繰入金を 19 億 4,543 万 5 千円計上しております。

続きまして，歳出について御説明を申し上げます。

少し飛びまして 19 ページをお開きください。

「1 款 総務費」は，消耗品費等の需用費，郵送料等の役務費，各種電算システムの維持管理に係る委託料など，後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費として，総額で 7 億 2,826 万 3 千円を計上し，前年度比 3,903 万 3 千円，5.7%の増としております。

21 ページをお開きください。

21 ページから 23 ページにかけては，特別会計予算額のほとんどを占めます「2 款 保険給付費」でございます。平成 24 年度の年間平均被保険者数を 36 万 3,731 人と見込み，これに保険料率算定時に見込んだ 1 人当たり給付費 98 万 9,126 円を乗じて算定した額を基本として計上しており，21 ページにある 1 項の療養諸費，22 ページの 2 項の高額療養諸費，23 ページの 3 項の葬祭費を合わせまして，前年度比 110 億 5,213 万 5 千円，3.2%の増としております。

24 ページの「3 款 県財政安定化基金拠出金」は，不測の事態に備えるために県が設置する基金に対する拠出金 3 億 3,431 万円を計上しております。

25 ページの「4 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は，国民健康保険中央会が実施します特別高額医療費共同事業への拠出金として 7,084 万 5 千円を計上しております。

26 ページの「5 款 保健事業費」でございますが，「1 目 健康診査費」に市町が実施します健康診査事業に対する補助金として 8,098 万 4 千円を計上し，「2 目 その他健康保持増進費」に市町が実施する長寿健康増進事業に対する補助金として 2 億 3,099 万 3 千円を計上しております。

健康診査費につきましては、受診者数を前年度計画と比較して約 2,000 人増と見込み、前年度比 732 万 6 千円、9.9%の増としております。

その他健康保持増進費については、市町における長寿健康増進事業の充実強化を図るため前年度比 7,774 万 6 千円、50.7%の増としております。

27 ページをお開きください。

「6 款 基金積立金」は後期高齢者医療給付準備基金への積立金として 13 億 4,448 万 6 千円を、28 ページの「7 款 公債費」は万一借入れが生じた場合の利子として 324 万 7 千円を、29 ページの「8 款 諸支出金」は精算に伴う保険料還付金等 4,860 万 7 千円を計上しております。

なお、30 ページの「9 款 予備費」につきましては、昨年と同額の 2,500 万円としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり） （「異議あり」と呼ぶ者あり）

◆ 27 番（豊田勲議員）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

27 番豊田議員、討論。

はい、それでは発言を許します。

◆ 27 番（豊田勲議員）

はい、ありがとうございます。

新年度の当初予算について、反対の立場から討論を行います。

世羅町議会議員の豊田です。

保険給付費は、先ほどの質疑でも言ったんですが、本年度より新年度は 3.15% 上昇している。そういう中で、お年寄りが納められる保険料は、先ほどの議案でも出ておりましたように、今年度よりも均等割が 4.6%上がって 1,944 円上がる、あるいは所得割では 0.82%上がって上昇率は 10.88%です。

75 歳以上の方は、1937 年、昭和 12 年以前に生まれた方ですね、その人たちは、戦中戦後非常に苦難な中を家族やあるいは社会、国のために働いてこられた方です。しかし、今日のお年寄りの状況を見てみますと、生活が非常に厳しいというのがわかります。自殺者は出たり、あるいはひっそり死亡しておられた、あるいは病院に

行きたいけれどもなかなか行けない、あるいは友達の香典も出せない、お祝いにもこっそり欠席をする、そういう悲惨な状況が見受けられるところでもあります。こう  
いう中で、高齢者に自助努力とかあるいは自己責任などを求めるような今日の空気  
ではありますが、そういう方向は認められないと思うのであります。

民主党は、政権をとる前の公約で、先ほどもありましたが、後期高齢者医療制度  
は即廃止する、このように述べたのであります。未だ至ってもはっきりしない、  
こういう国民への公約破りをしております。いち早くこれは廃止をするというのが  
国民の望みであると思えます。

本予算ですね、一定に低所得者への配慮、これも十分認めることはできます。し  
かし、全般的には多くのお年寄りの値上げが続くわけでありまして、そういう高齢  
者への更なる負担の増大、これは認められないという点で本予算に反対するもので  
す。

○議長（佐々木壽吉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立多数であります。よって、本件は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

---

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案をさせていただきました各議案につきまして、  
慎重審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

また、一部の質問にちょっと的確にお答えできなかったところもあったように思

いますので、おわびを申し上げたいと思いますが、我々としては、ありったけの財源をフル活用して今回の料率改定などを行っておる所存でございます。県民の高齢者の皆様には是非そのところを御理解いただいて、今後の運用の適切なることを期してまいりたいと思います。

引き続き、円滑な運営におきまして、今後とも皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げて、閉会の御挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

---

○議長（佐々木壽吉）

議員各位におかれましては、案件について御熱心に御協議いただきまして、ありがとうございました。

議長といたしまして一言だけ申させていただきますが、この今現在、国、市、町におきましても非常に財政が緊迫している状態でございます。そういった中で地方議員、そして、行政の長とされましても、医師会等といろいろな話合いを持っていただいて、我慢していただくところはお願いをみんなですていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

本日は皆さんの御協力に対して心から感謝を申し上げる次第でございます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後2時34分

閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長      佐々木 壽 吉

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      三分一 博 史

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員      豊 田 勲